

台湾における結婚移民女性に関する動向と支援策

比較教育社会学コース ウ シンイン

A Study of the Growing Trend of Immigrant Women by Marriage
and Taiwan's Policies and Support on Immigration

Hsin-Yin WU

With the growing number of international marriages in Taiwan, the country's population of immigrant women from Southeast Asian has also rapidly increased. This paper explores the recent trend of immigrant women from Southeast Asia countries and the impact it has rendered on Taiwan's immigration policy.

The paper first reviews the history and the current conditions of Taiwan's international marriages with Southeast Asian women. It then discusses the causes behind this rising phenomenon. Next, the paper illustrates the challenges and hardships faced by these Southeast Asian women inside their host families and the host society. It also introduces the immigration policies implemented by the Taiwanese government in efforts to provide support and aid to these immigrant women, and gives examples of the problems and challenges faced by the government in enforcing these policies.

Finally, the paper provides a summary of this growing social trend and offers recommendations of future measures to take in response to the trend of international marriages in Taiwan.

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 台湾における東南アジア系国際結婚
 - 第1節 国際結婚形成の背景と推移
 - 第2節 結婚移民女性数の変化
 - 第3節 結婚移民女性の地域分布
- 第3章 結婚移民女性が直面している問題
 - 第1節 家庭内部の問題点
 - 第2節 社会からのラベリングや偏見
- 第4章 結婚移民に対する支援政策及び実践
 - 第1節 中央政府及び地方自治体における教育支援政策
 - 第2節 T県における教育支援の実践—A 小学校の事例
- 第5章 結び

第1章 はじめに

社会の変化やグローバル化の進展に伴い、国境を越える人的移動が頻繁になっている中、フェミニズム理論の台頭を背景とし、国際移動という観点から「移民の女性化」についての研究が進んでいる¹⁾。その蓄積してきた研究の中でも、特に労働や婚姻を理由とする

アジアからの女性移民が注目を浴びている²⁾。

東アジア地域でも国際結婚による女性移住者が増加し続けている中、東南アジア地域から、台湾、日本、韓国に移住する女性の増加が顕著である。日本における国際結婚件数（夫婦のいずれかが外国籍）の割合³⁾は、1980年の時点で僅か総結婚数の0.9%であったが、2008年の時点では、約5倍以上の5.1%まで上った。その中でも日本人男性と外国人女性との組み合わせは77.7%の高い割合を占めた。その上、東南アジア諸国出身女性の割合は30.0%強も占めた。一方、韓国の場合⁴⁾、2007年の総婚姻数のうち11.1%の割合を占める国際結婚のうち、韓国人男性と外国人女性との組み合わせが88.0%にも達した。東南アジア諸国の出身女性の割合は24.3%強であった。

台湾においても同様の傾向がみられる。2009年の統計⁵⁾では、国際結婚の割合は総結婚数の18.6%を占めた。国際結婚を組み合わせ別に見ると、台湾人男性と外国人女性との組み合わせが91.8%に達した。東南アジア諸国出身の女性の割合は39.4%強を占めている。台湾における国際結婚の増加は、台湾人男性と東南アジア出身女性との結婚の増加に起因していることが分かる。

社会的コンテキストの中で形成・急増してきた国際

結婚は、グローバル化という現象をもたらす、世界規模での新しい局面である。国際結婚を通じて他のアジア諸国から女性移民を受け入れる台湾、日本、韓国では、結婚移民女性の増加の速度が著しく、その影響がドラマチックに現れている。社会の人口構成や文化・家庭構造の再編成に、影響を与えると考えられている。アジアにおける結婚移民女性やその家庭をめぐる問題は、今や無視できない大きな問題になりつつある。

本稿は台湾における東南アジア系結婚移民女性に関する研究動向及び現状について言及した上で、彼女たちに対する行政的教育支援策及び実践について考察する。それによって得られた示唆を、今後、日本や韓国を始めとする各国において結婚移民女性問題が追究される際、その一助として寄与することを願う。

第 2 章 台湾における東南アジア系国際結婚

第 1 節 国際結婚形成の背景と推移

1970年代半ば頃、台湾には東南アジア系結婚移民女性が続々と現れ、それ以降、台湾が東南アジア及び大陸地域と密接な国際結婚関係を結ぶようになっていく。既存の文献によると、台湾における国際結婚の形成と発展はおよそ次の3つの時期に区切られる⁶⁾。

1970年代末から1980年代初期まで、国民党の軍隊について台湾に移住した一部の退役軍人は結婚相手が見付からないため、台湾に居住する少数の東南アジア出身華僑が仲介し、フィリピン、タイ、インドネシアなど東南アジアの女性が紹介された⁷⁾。その中では中国系の貧しい女性とその多数を占めていた。早期の国際結婚は、女性が労働を目的に来台した後、本人の意思とは関係なく、現地で見合いと結婚を迫られ、男性側も女性を全く知らないというパターンが多かった⁸⁾。このような婚姻基盤と言語、文化の違い、年齢の差、地位の不平等などの原因が重なり、結婚生活がうまく行かず、女性が強いられる結婚から免れるために逃げるといった事件がしばしば発生していた。

当時の一部の結婚移民女性は不法滞在者であり、正式な身分証明を得ることができなかった。また、一部の女性は、出身国でも戸籍に登録されていない為、盗難に遭った身分証明、もしくは偽造のそれをもって台湾に入国したケースもあった。このようにして、国際結婚に関わる混乱した状況が、法律上の諸問題を生み、また社会問題の原因となった。

1980年代中期以降、台湾の東南アジアに対する投資

が増え、台湾と東南アジアの経済交流が盛んになるにつれ、両地域の人的交流、文化的交流が一層進むようになった。当時、台湾の工業化により農村の女性が都市に流出した結果、結婚の望みの叶わない農村男性が増え、彼らが台湾商人の仲介で、東南アジアの女性と結婚するケースがこの時期に増えた。また、工業など第二次産業に従事する男性の社会的地位、経済状況が低かったことが彼らの結婚難を間接的に助長した。そこで、彼らは東南アジアに目を向け、仲介者を通して結婚相手を探したのである⁹⁾。特に、台湾政府が1994年に「南向政策」を発表し、公に台湾商人の東南アジア投資を奨励した頃から、台湾男性が結婚相手を東南アジアから迎える傾向が強くなった。この時期の東南アジア系結婚移民女性は主に華僑子女及び華僑とタイ、インドネシア、ベトナム諸国の人との国際結婚家庭の子どもであった。結婚移民女性の多くが東南アジアの華僑子女である原因は、結婚の当事者双方の言語、文化風俗、生活習慣における違いがより少ないからだとみなされている¹⁰⁾。

1990年代末から、農村に限らず、社会で理想的な結婚相手が見つけれない都市部の台湾男性にも、東南アジアや中国地域で相手を求める動きが活発となり、中国やインドネシア、フィリピン、ベトナムなどの東南アジアからの結婚移民女性の人数が激増した。仲介業者を経て、台湾男性が数日間のお見合いツアーに参加し、現地で女性と対面し、わずか数日の内にすばやく結婚相手を決めることが一般化した。この頃から東南アジア系結婚移民女性数が右肩上がりに増加し始め、現在では台湾社会におけるごく普通の現象となっている。

配偶者の教育と職業の地位について、「Marriage Gradient」によれば、男性の志向は下向きで、自分より劣る相手を選ぶ傾向がある。それに対して、女性は上向きである。従って、収入、教育、容姿などで劣る男性は、結婚難に陥りやすい。1980年代、台湾は世界経済体系の中位にまで上昇し、東南アジア諸国との間では貿易と労働力の輸出が盛んであった。当時、台湾では都市と工業を中心とした長期政策が農村の空洞化を生じさせ、低技能労働者の存続が危うくなった。社会の主流から排除された農村男性や男性の低技能労働者は、社会的地位がますます周縁化し、経済的貧困もあいまって国内婚姻市場での競争力が低下する傾向にあった。この状況に対応する形で、それらの男性は外部に配偶者を求めることを余儀なくされた。その一方、東南アジア諸国経済の自由化、私有化や規制緩和

とともに経済的発展のバランスが崩れ、多くの農民や労働者が厳しい生存状況に直面するようになっていた。農村での失業問題で、一部の人間、特に女性は先進国への移住に望みを託さざるを得なくなった¹¹⁾。このような状況をよく把握する仲介業者が増大し、台湾と東南アジア地域間の「貿易売買式」の国際結婚を促した。

「貿易売買式」の国際結婚について、王宏仁(2001)は、経済流動の立場から、結婚移民女性増加の現象は国内の配偶者不足と労働力不足を解消する策であると指摘した¹²⁾。また、夏曉鵬(2000, 2002)は、国際結婚は単純な貿易行為だけではなく、無形の国家的政治力や経済発展の作用に押しつけられた男女が婚姻の形式で生存権を維持する為の移動であり、「商品化された国際結婚」が資本主義の発展と密接につながっていると指摘した¹³⁾。グローバリゼーションと高度な国際分業の下で、国際結婚の源を追及すれば、劣悪な経済的条件下にある台湾男性であれ、結婚移民女性になった東南アジア女性であれ、低い社会的地位から生き残るための抗争や反応であると理解し得る¹⁴⁾。ゆえに、国際結婚は個人の志向の問題や台湾の社会問題にとどまらず、グローバルな流れの一環として、グローバル経済、グローバル社会の変化に原因をもつ。つまり、マクロな国際政治経済体系の枠に置かれてこそ解明できる現象である。資本主義の下で歪められた結婚移民現象の発生は、実際に資本主義の発展に伴い経済的・社会的に追い詰められた男女労働者が生存の存続を求めた結果であり、抽象的な国際政治経済関係を個人の社会関係に具象化したものである¹⁵⁾。

第2節 結婚移民女性数の変化

台湾外交部¹⁶⁾が発行したビザ数の統計¹⁷⁾によると、東南アジア諸国出身の結婚移民女性は1994年の時点で4,899人、1997年には16,009人に達し、3年間で3倍以上に増えている。このように、台湾の東南アジア出身結婚移民女性は速いスピードで増加している。その後、特に1998年と2000年の間に急増したが、偽装結婚を防ぐために2004年から東南アジア現地での結婚移民女性に対する面談措置を強化したため、増加のスピードは緩和された。しかし依然として増加の傾向を示している。2010年7月までに結婚移民女性(中国出身者を除く)は延べ133,462人にもなった。その内、東南アジア出身者は125,761人と、総数の94.2%を占めている(表1)。

このように台湾の結婚移民女性は増えつつあり、し

かも出身国は時期によって異なる。東南アジア諸国の観光業の発展時期と台湾の経済投資の開始時期が国によって異なるため、或いは、台湾政府が国毎にビザ発給数を制限したため、台湾男子の結婚相手の出身国は、時期と台湾の政策要素によって変化していった¹⁸⁾。1980年代中期には、台湾の東南アジアに対する投資は主にタイやフィリピン、マレーシアであるため、結婚移民女性の出身もタイとフィリピン出身者が最も多かった。1991年からはインドネシア出身者の数が顕著に伸びた。しかし、その後、ベトナムの外資開放政策と共に、1996年からはベトナム出身者が、ほかの国を追い抜き、第1位を占めるようになり、1999年の時点でベトナム出身者の数はインドネシア出身者の約2倍になった。全体から見れば、ベトナム出身の結婚移民女性が増えつつある一方、インドネシア出身の人数は穏やかな状態を維持し、フィリピン出身の人数は1998年から明らかに減少している¹⁹⁾。2010年7月までの時点では、ベトナム出身の割合が最も高く、62.4%も占め、それに次いでインドネシア出身が19.7%を占める(表1)。

第3節 結婚移民女性の地域分布

2005年国際結婚の総数に対する割合(中国籍配偶者を含む)を見ると、金門県が最も高く(38.2%)、次に高いのが連江県(37.5%)、第3位(24.3%)は嘉義県であった²¹⁾。これらはすべて農・漁業人口が多い、都市化と工業化が相対的に遅れている地域である。

居住する地域から見れば、1987年1月から2010年7月までの戸籍統計によると、県、市における東南アジア系結婚移民女性の分布状況は、数的には台北県が21,687人で第1位であり、桃園県の15,155人が第2位、第3位は台中県の9,168人であった(表1)。その3つの地域はいずれも相対的に工業化や都市化が進んでいる地域であり、主たる経済活動は加工・製造業である。しかし、人口数と割合から見ると、結婚移民女性が集中しているのは、それらの地域の中で、経済的に劣る地域である。言い換えれば、地域の産業構造から見ると、農・漁など第1次産業や製造業など第2次産業の職に従事する人が多い地方自治体に、結婚移民女性が集中する傾向が強い。第1次産業や第2次産業に従事する労働階層の台湾男性が比較的東南アジア女性を結婚相手として選ぶ傾向にある。

統計²²⁾によると、東南アジア女性と結婚する台湾男性の大部分の学歴は中学校もしくは高校卒業程度にと

表1 台湾における結婚移民女性の数（1987年1月～2010年7月末までの累計） 単位：人

国籍 地域	合計	ベトナム	インドネシア	フィリピン	カンボジア	タイ	日本	韓国	その他
合計	133,462	83,226	26,311	6,348	4,321	5,555	1,683	734	5,284
台北県	21,687	14,035	3,030	1,056	435	1,049	307	186	1,589
宜蘭県	2,695	1,933	397	62	132	82	14	9	66
桃園県	15,155	7,593	4,033	1,070	298	1,390	102	51	618
新竹県	5,023	1,788	2,257	350	54	261	54	34	225
苗栗県	4,670	2,426	1,754	141	70	173	6	5	95
台中県	9,168	6,230	1,552	361	568	268	25	11	153
彰化県	8,583	5,828	1,615	304	418	279	29	13	97
南投県	4,186	2,842	865	77	228	112	6	3	53
雲林県	6,124	3,759	1,720	110	271	136	47	5	76
嘉義県	4,882	3,352	1,108	104	169	98	6	1	44
台南県	5,974	4,535	663	190	289	202	12	4	79
高雄県	7,456	5,365	1,053	303	273	252	19	17	174
屏東県	7,147	4,285	1,595	749	238	148	19	3	110
台東県	1,312	892	242	81	42	25	4	4	22
花蓮県	1,665	954	496	43	62	47	6	6	51
澎湖県	882	515	306	7	42	3	2	0	7
基隆市	2,132	1,554	252	74	67	79	15	18	73
新竹市	2,269	1,102	597	160	24	123	92	35	136
台中市	3,661	2,377	429	154	183	120	122	45	231
嘉義市	1,155	784	182	42	63	28	14	6	36
台南市	2,687	2,032	283	85	41	73	66	16	91
台北市	8,260	4,473	903	465	183	361	622	211	1,042
高雄市	6,378	4,401	869	355	165	240	93	51	204
金門県	282	153	108	5	3	3	1	0	9
連江県	29	18	2	0	3	3	0	0	3

注1 帰化した（台湾国籍を取得した）結婚移民も含める。

出典：台湾内政部²⁰⁾

どまり、大卒の者は13.2%しかいない。彼らの職業としては、農工業のほか、トラックの運転手、小商人などの労働者も比較的多い。教育の程度や職業などから見れば、結婚移民女性を迎える台湾男性は台湾社会の下層階級に属しているという事実が明白である。

また、既存の文献²³⁾によれば、高等教育の普及率の高い縣市では結婚移民女性の分布率が低いものに対して、相対的に学歴が低い県、市、地域では、その比率が比較的高くなる。所得や税金関係から見れば、一人あたりが払う税金や家庭所得の高い縣市では結婚移民女性の比率が低い。つまり、経済的に豊かな地域では結婚移民女性の比率が低いことを示している。

以上を纏めると、要するに、結婚移民女性の分布は、

地域の産業構造に深く関わり、地域における住民の教育レベルや家庭所得と反比例の関係にある。結婚移民女性の居住地は主に社会、経済地位の低い地域に偏り、地域住民の教育レベル、家庭所得、産業構造などの要素が地域における国際結婚の割合に影響することが分かった。つまり、結婚移民女性の大半は、台湾に移住を始めた時から既に台湾人配偶者の社会階層など様々な要素により、周縁化されていることが明白である。

第3章 結婚移民女性が直面している問題

結婚移民女性は言語・文化・生活慣習などの差異に

より、台湾に移住してから様々な面で支障が生じてくる。既存の研究を纏め、家庭内部と社会的観点という二つの側面から結婚移民女性が直面している問題点について述べる。

第1節 家庭内部の問題点

第1項 言語コミュニケーションの支障と文化の差異

結婚移民女性にもっとも多く見られる問題は、言葉と不慣れな生活習慣から生じる文化摩擦やストレス、及び人間関係における孤立化である。Turelove (2000)は、移民の移住先での生活適応度が本人の現地言語能力と正比例すると指摘した²⁴⁾。結婚移民女性のマンダリン²⁵⁾や台湾語の能力不足は、まず第一に台湾人配偶者や家族とのコミュニケーションに支障を生じやすくする。さらに、彼女たちの台湾での生活適応や社会参加、情報の獲得にとって大きな壁になる。

結婚移民女性が基本的な言語能力の問題を解決し、結婚生活にスムーズに馴染み、台湾社会に溶け込むことを促すために、政府は学者や民間組織と提携を始め、1995年から言語学習コースを開設した。その後、各県市政府と関連の福祉機関でも続々と言語や生活適応のためのコースが発足した。

第2項 結婚当事者双方の教育レベルの低さ

大学卒業以上の学歴を持つ台湾男性の割合は1987年の時点で既に21.2%を超えた。2009年の時点では、その割合は37.6%であり、大学卒業以上の学歴をもつ女

性の割合も34.2%を占める²⁶⁾。

2008年の結婚登録統計資料(表2)によると、台湾籍を保有し結婚している男性の52.0%は大学卒業以上の学歴である。その一方、2003年に実施された「外国籍と大陸配偶者生活状況調査²⁷⁾」によると、結婚移民女性と結婚している台湾籍男性で、大学卒業以上の学歴を擁する者は12.5%しかいない、つまり低学歴の傾向にある。

一方、同調査により、結婚移民女性の母国においての学歴は、非識字者2.6%、小学校学歴25.0%、中学校学歴37.8%、高校学歴24.6%、大学や短大以上は10.1%になる。また、2008年結婚登録の統計資料(表2)によると、台湾籍結婚女性の大学卒業以上学歴の割合が57%であるのに対して、東南アジア系結婚移民女性の大学卒業以上学歴の割合は10%と、かなり低い。

これによって、東南アジア系国際結婚の双方の学歴は台湾の平均水準より低いことが分かる。さらに、母国で、ある程度の教育を受けたとしても、結婚移民女性は言語や文字の全く違う国に身を処す時、前述のとおり、非識字者の直面するような困難に遭遇するという問題がある。

第3項 家庭経済の弱さ

国際結婚した台湾人男性の多くは労働者階層に属するか、心身障害者であり、経済の面では収入が少なく、無収入の場合もある。「外国籍と大陸配偶者生活状況調査」によると、東南アジア系国際結婚家庭では、「月

表2 2008年結婚した新郎と新婦の学歴

単位：人

		合計	小学校以下	中学校	高校	専門学校	大学
国	合計 (外国籍含む)	新郎 148,425 新婦 148,425	3,877 5,816	19,286 19,164	47,794 45,120	24,367 27,580	53,101 50,754
	台湾	新郎 144,921 新婦 130,429	3,728 2,627	19,039 12,938	47,114 40,127	24,185 26,250	50,855 48,487
中国	新郎	383	27	67	90	27	172
	新婦	11,887	1,637	4,323	3,387	1,170	1,334
香港・マカオ地域	新郎	243	3	20	68	26	126
	新婦	262	4	26	106	25	101
東南アジア各国	新郎	473	35	61	108	30	239
	新婦	5,315	1,504	1,856	1,421	99	435
その他	新郎	2,405	84	89	414	99	1,709
	新婦	532	8	21	79	36	388

出典：台湾内政部

収が2万台湾ドル以下」と「収入が確実ではない」の2項目を満たしている割合が85.0%もある。そのうち台湾人配偶者が従事する仕事の種類は低技能労働が多い。また、14.0%の台湾人配偶者は就業していない。

一方、結婚移民女性は言語・学歴面での支障、もしくは家庭で育児をする必要があるため、外で働いて家計を助けることができない、もしくは給料が少ないアルバイト・単純労働職にしか就けない。当該調査のデータでは、結婚移民女性は11万人であり、有効な在留資格を持っている者が約84,430人、そのうち、就労許可（2003年5月12日法制改定以後在留許可を持つ結婚移民の就労に関しては許可の必要はなくなった）を取得している結婚移民女性は82,219人である。その中で、働いているのは28,496人、無職は53,723人であった。

第4項 家庭内の不信感及び権力関係の傾き

国際結婚した台湾人男性の多くは、結婚相手が家事を担い、子供を育て、高齢者や障害者を看護し、家庭の働き手を増やすことなどを主たる目的として結婚している²⁸⁾。一方は主に家系を後継する目的で、他方は主に経済的考慮を動機としており、擦れ違いの出発点からなる結婚である。このような意識に基づいた婚姻では、相手の女性を子孫を産み育てる生育道具や安価な労働力と見なすことがよくある。「貿易売買式」の結婚からなる家庭では、権力の構造も傾いている傾向にあり、愛が欠乏した婚姻は互いの尊重や理解の欠如をもたらしやすい。それに加えて、結婚移民女性は言語の支障、文化や価値観の相違、生活習慣に不慣れなことなどのため、家庭の中で目上の者や配偶者とうまく意思疎通ができず、良好な家族関係が妨げられやすい。婚姻関係にある双方は、金銭が絡む影響から、互いに相手に対する尊重や理解が欠乏しがちで、信頼感が成立しにくい傾向にある。そのため、家庭内で権力をもつ台湾人配偶者や家族は結婚移民女性に差別的扱いや精神的・肉体的暴力を加えるケースがしばしばある。しかし、結婚移民女性の多くは経済的配慮から国際結婚の道を選ぶと同時に、移住先では男性配偶者が供給する生存資源に頼っているため、家庭内で差別や暴力を受けても、大半の結婚移民女性は堪えて済ませる傾向にある²⁹⁾。

第5項 地域社会との接点の遮断

結婚移民女性は母国から離れて、台湾に移住することにより、母国のソーシャルサポートから断絶され

る。一方、結婚移民女性を迎えた台湾人男性やその家族は、前に述べたように結婚移民女性に対する不信感をもつため、彼女たちの家庭外への接触に不安を感じ、禁止する場合もある。それゆえ、結婚移民女性が家庭以外の地域社会と接触する機会を奪われるケースが少なくない。行政側や支援団体などによる結婚移民女性に対する成人教育を始めとする一連の社会的支援が、脆弱な信頼関係のコンテキストにより、その効果が制限されることは、後述の実践例（第4章第2節）で明らかにされる。

第6項 育児や子ども教育に対する無力感

結婚移民女性を迎えた台湾側家族の多くは子どもを生育することを強く望んでいる。従って、大半の結婚移民女性が台湾に来て日が浅く、生活に完全に慣れていない、言語もマスターしていない状況で妊娠と育児を迫られるのである。台湾籍既婚女性の第一子出産平均年数が2.6年であるのに、ベトナム人結婚移民女性の第一子出産平均年数は1.4年である³⁰⁾。言語や移民生活・結婚生活に適應するプレッシャーを受けている結婚移民女性にとって、さらに育児にも難題がもたらされる。

また、国際結婚家庭の台湾人男性配偶者は育児への参加度合いが低く、子育ての責任を結婚移民女性に課す傾向にある³¹⁾。子育て知識の欠乏や、生活習慣・文化差異に不慣れなどの問題を抱えていても、結婚移民女性は独力で育児しなければならないので、無力感を感じる者が多い。さらに、子どもが義務教育段階に入ると、結婚移民女性は言語が不自由であり、低学歴の要素もあるため、子どもの学習を十分に指導できなかつたり、教師との意思疎通に困難を感じたりする者が多くいるという実態が浮き彫りにされた。子女を躱げたいという願望はあるが、実際には順調に進められない。そのため、結婚移民女性に対する支援政策を検討する際、育児に関する社会的支援の必要性も明らかである。

第2節 社会からのラベリングや偏見

金銭が絡む結婚関係、偽装結婚での売春や、結婚詐欺など、結婚移民女性とその家庭に関わるネガティブなマスメディアの報道は目立つ。また、結婚移民女性の出身国・文化に対する先入観や偏見により、結婚移民女性も社会から差別的扱いを受けることがある。結婚移民女性を迎えた国際家庭全体が社会から偏見を持って対処されると、家庭全体がプレッシャーをかけ

られることになり、結婚移民女性のストレスもさらに重くなる。その結果、家庭内の権力構造が益々偏り、結婚移民女性が存在感も失う恐れがある。それに関連し、家庭構造内の不安定性、社会コンテクストのプレッシャーを加え、子どもによる結婚移民である母親への軽視、出自の否認などの問題が生じ、子どもの成長に揺れをもたらすという形に帰結しやすい。

第4章 結婚移民に対する支援政策及び実践

前述のとおり、台湾において、国際結婚家庭は多方面で不利な状況に置かれている。したがって、結婚移民への支援を強化するため、近年台湾政府の関係部門も特別対策委員会や部門に跨る組織を多数設置し、政府の力を統合し、中央と地方の協調を保つことを目指し、結婚移民への全体的な支援制度の整備に努めている。

結婚移民女性に関する行政の動きには、就業や移民政策、福祉政策の改定・制定が見られる。

まず、「就業服務法³²⁾」により、外国籍者が雇用主を通して政府に就労許可を申請して、これを得ない限り、就労することは禁止されていた。しかし、その一方で、国際結婚家庭の大半は経済力が弱いので、結婚移民女性は家計を助けるため、または母国に仕送りするため、無許可で働くケースが多数ある。こうした状況に応じ、政府は2003年に「就業服務法」を改定し、居留許可をもつ結婚移民は自由に就労できることになった。

次に、第二次世界大戦以後、主に移民を輸出する側である台湾における移民にかかわる法的な依拠は1999年制定の「入出国及移民法³³⁾」である。しかし、その中の移民に関係する部分は主に台湾から海外に移住した者に対する内容である。台湾社会において急増した結婚移民の社会的ニーズに応じ、政府は2004年に台湾に移住する結婚移民に対する管理条例の改定など、「入出国及移民法」を修訂した。

また、結婚移民の福祉保障や教育支援を強化するために、台湾政府は1999年に「外国籍嫁生活適応輔導実施計画」(内政部)、2003年に「外籍配偶照顧輔導措施」と「外籍與大陸配偶及其家庭之輔導與服務措施」、2004年に「建立外国籍配偶者終身学習体系中程計画」(教育部³⁴⁾)、「新移民文化計画」(教育部)を制定した。

台湾における結婚移民に対する福祉及び教育支援は主に内政部と教育部の2つの部門に任されている。内

政部では、主に結婚移民を対象に生活適応を促進する学習コースを開催している。教育部では、成人基本教育(言語学習・識字・生活情報)コースの開催が多い。本稿では、特に教育支援に関わる対策に着目し、結婚移民に対する政策内容を個別に取り上げ、説明する。

第1節 中央政府及び地方自治体における教育支援政策

第1項 「外籍新娘生活適応輔導計劃」(後に「外籍配偶生活適応輔導計劃」に改正)

結婚移民へのサポートを強化するため、内政部は、1999年に「外籍新娘生活適応輔導計劃」を立案し、生活適応コースを開催した。そして、2001年以降、行政側から資金援助を受ける民間団体が主催する、結婚移民識字コースや生活適応コースも開設され、結婚移民に対するサポートはさらに強く推進されていった。行政と民間団体が主催するコースのいずれも、言語教育、生活適応、子育て知識や親教育のほかに、就業能力の養成などに積極的に取り込まれている。

また、内政部は2005年からの10年の間に30億台湾ドルをかけて、「外籍配偶照顧輔導基金」を創設し、結婚移民の各種の学習コースへの参加を奨励し、結婚移民の教育レベルや親としての子育て・教育能力の向上を目指している。

そして、2005年から2008年までの内政部中期施政方針に含まれる138の計画の中で、国際結婚家庭に直接に関わる計画は合計4つあり、その内容は結婚移民の生活適応、言語教育、関連する特別研究、親教育、法律支援などを一括したものである。さらに、それらの計画実施に44,900万台湾ドルの予算を組んだ。

第2項 「外籍配偶終身学習體系中程計畫・草案」

教育支援に直結する部門である教育部は、結婚移民が現実に直面している言語学習のニーズを満たすために、2002年から「台湾地域居留証³⁵⁾」と「中華民國旅券」を所有する者に対して、夜間學級と研修学校に入学することを認可し、正式な学歴を獲得することも認めた。

更に教育部は、結婚移民の生涯学習システムを築き、台湾での生活にスムーズな適応を促し、自己に対する価値観を高め、エンパワーメントを目指し、個人、家庭と社会の発展を図るため、「外籍配偶終身学習體系中程計畫・草案」(教育部2005年から2008年までの中期施政計画)を立案した。実施期間は2004年から2008年までの5年間、予算は1億台湾ドルと見積もら

れている。その上、2004年から3つの段階に分け、10年の間に結婚移民を台湾の生涯教育システムに収めることを目標として設定している。更に、各州市の自治体で開設された成人教育（夜間学級、マンダリンクラス）を通して、結婚移民の言語（マンダリン）能力を向上させる（教育部広報 2004）。

実施内容としては、結婚移民とその家庭の学習需要に関する研究を進め、相応の課程を開発し、専門の教師を育成すること、国際結婚家庭を対象とする生涯学習活動と多文化教育を施すこと、東南アジアとの国際文化交流を推進することなどがある。

実施方法として、教育部は各自治体政府の成人基本教育コース、家庭教育センター及び民間団体に指導、補助を与え、また、関連する自治体政府と学術機構に結婚移民向けのテキストや家庭教育の大綱の編集を委託する。さらに彼らの協力を得て予備教師の育成と訓練を行う。それらを通じて、結婚移民の生涯学習システムを築く。

第3項 「新移民文化計画」

行政院³⁶⁾が2004年に制定した「現階段外籍與大陸配偶移入因應方案」と「建立終身學習社會五年計畫」に基づき、教育部は2005年に「新移民文化計畫（2005年～2008年）」を制定した。この計画の第1目標は、国民の新移民への共感や認識を高め、台湾と国際文化との交流や融合を促すことである。第2目標は新移民の生涯学習システムを構築し運用することにより、結婚移民女性の自己に対する価値観を高めさせ、国際結婚家庭の親子の読書習慣を養成し、個人、家庭、社会のより良い発展を促すことである。最終的な目標としては、国際児の二文化への認識を促進し、健全な文化意識と人格発展を育むことである。実施内容は、結婚移民の生涯学習システムを築き、新移民学習センターの設立、結婚移民の教育研修や家庭教育活動への参加の奨励、結婚移民の学習ルートの普及、国際結婚家庭に関する調査研究や学術交流の継続、多文化教育や異文化間理解の促進、移民に対する情報の提供などがある。

また、新移民や国際結婚家庭に関わる学術研究の促進を継続するために、「教育部顧問室新興議題中程綱要計畫」に基づき、「新移民與多元文化計畫（2007年～2011年）」を制定し、新移民や多文化共生・異文化理解に関する研究計画を補助する。

第4項 地方自治体レベルにおける支援対策

結婚移民やその家庭に、より健全な支援を提供するために、各地方自治体は施設を整備し、サービスの提供に努めている。ここでは、東南アジア結婚移民女性の数が上位であるT県の例を取り上げる。T県では、結婚移民の生涯学習の土台として、「新移民学習センター」を設立した。また、積極的に結婚移民を対象とする生活適応クラス、成人基本教育（言語・識字学習）クラスを開催するほかに、結婚移民の夜間学級（小中学校）への参加も奨励する。そのほかに、結婚移民向けの無料相談ラインを設け、多言語で就労・医療・人身安全・子育てなどの多様な情報提供や通訳サービスを行う。民間団体を助成し、行政側や民間の資源を統合し、異文化理解活動、通訳や親教育など関連のサービスを提供する。

第2節 T県における教育支援の実践—A小学校の事例

1999年の中央政府の行政命令により、結婚移民が正式に成人教育の対象となり、2000年から結婚移民が地域における公立小学校の夜間学級へ参加できるようになった。T県では、2003年結婚移民の小中学校の夜間学級への参加を奨励してから、公立小学校は結婚移民の教育支援には重要な役割を果たしている。そこで、本稿ではT県におけるA公立小学校の事例を取り上げる。

A小学校は台湾北部T自治体の商工業地域に属している。商工業の発展や労働力需要の拡大に伴い、台湾中部や南部から移入する人口が多く、その世帯の構造は核家族を主としている。調査の時点³⁷⁾では、幼稚園児を含めた生徒数は約2,320人で、そのうち、片方が結婚移民である親をもつ児童数は124人で、約5.3%を占めている。

A小学校は政府の教育支援政策に応じ、また、国際結婚家庭の家庭教育機能が子どもの教育効果に直結するという認識に基づき、「ニューカマーである結婚移民の教育に学校が学習センターの機能を担うべきである」という理念で、結婚移民の成人教育に力を注いでいる。そこに、行政側の経費補助のほかに、積極的に社会の資源を求め、特にK基金会の協力を受け入れ、地域における結婚移民の親教育、ボランティアの訓練などに力を注いでいる。

国際結婚家庭の家庭教育機能を促すため、主に子育て担当の結婚移民女性のエンパワーメントが有効であるという視点から、学校は結婚移民を対象に教育や訓

練サービスを提供する。これらサービスの担い手としては、主に「訓導処³⁸⁾」と「輔導処³⁹⁾」が協力して全体的に計画・実施している。ここでは、A校における結婚移民向けの教育支援を取り上げ考察する。

第1項 結婚移民向けの言語学習を工夫した「夜間学級からのモデルチェンジ」

台湾に帰化したい場合は、72時間の言語学習が必要であるという政策が提出された後、結婚移民の言語学習への関心が一層高まった。また、結婚移民が夜間学級を受講する場合は、自治体行政側が授業料を補助するため、家計負担にはならない。それゆえ、本来、成人非識字者の読み書き教育の提供を目的として機能している公立小学校の夜間学級において、近年台湾籍成人非識字者人数が減りつつある一方、言語学習ニーズのある結婚移民が増加傾向にある。

結婚移民が夜間学級を選択する理由は、無料で言語を学べるルートであるだけでなく、夜間学級を修了後、小学校卒業の学歴が獲得でき、将来就職する場合には有利かもしれないという考えもある。

しかし、一方、小学校の教員が教科学習をメインとして実施する夜間学級の授業内容と結婚移民のニーズとの不一致、元々夜間学級に通っている学生との文化背景の差異による指導の困難などの原因で、A校は2002年度から、夜間学級をニューカマーを対象とする専門クラスと、ニューカマーと一般の人を対象とする混合クラスの2種類のクラスに分けた。また、教育内容について、読み書き以外、結婚移民のニーズに合わせた生活適応、風俗習慣などの内容も加えてアレンジした。専門クラスは、受講者の同質性が高いので、授業はより深く・広く進むことができる。混合クラスでは、結婚移民が一般の人と一緒に勉学するので、クラスメートから現地の生活知識などを吸収しやすいようである。どちらのクラスにしても、結婚移民にとって、言語の習得以外、台湾人や他の結婚移民と接点を持つことにより、地域における人間関係の輪を拡大する機能が付加されている。

但し、学校の夜間学級などの学習クラスを利用する結婚移民はやはり少ないという課題がある。T県生涯教育センターの統計によれば、2006年5月までT県C市（A校の所在地）内に居住している結婚移民女性は6,904人に達するにも拘らず、C市の中小学校の夜間学級に在籍する結婚移民数は520人で、学校システムに入る人数は総人数の7.3%で、1割にも達していないのが現実である。

学校側も学生を募集することに困難を感じている。現在、自治体の政策は積極的に学生を募集するのではなく、ニーズのある人を自主的に参加させるという方針であるため、学習者の募集は学校側に任されている。学生を募集するに際して、A校は地域の人脈に着目している。在校中の国際児を通して保護者に利用できる資源を紹介すること、夜間学級に通っている結婚移民を通して宣伝すること、「里長⁴⁰⁾」の宣伝などを通して受講者を招き寄せるなどが挙げられる。

A校の夜間学級に在籍している結婚移民女性に対する調査結果⁴¹⁾によると、7割の受講者は家族や近所の結婚移民女性などの知人を通して夜間学級の情報を入手した。一番の学習動機について、「本人のコミュニケーション能力を促進したい」が48%の割合を占め、「言語能力を強化し、子どもの教育の力になりたい」が36%の割合を占めた。そのほかに、「帰化するため」、「学歴獲得・就職のため」もかなりの割合を占めた。学習の内容について、9割以上の受講者は夜間学級での学習自体が役に立ったと回答したが、学習の内容に対し、もっと实际生活のニーズに直接役立つ内容を希望する声も出た。台湾語の学習、福祉・権利などに関する法律知識、パソコンの使用などを学習内容に入れて欲しいという意見であった。また、9割近くの受講者は、夜間学級での受講を通して近所での人間関係の輪が拡大し、地域社会との繋がりが以前より強くなったと回答した。

第2項 子どもの教育への参加意欲・ノウハウを期する「親子共学政策」

結婚移民女性の子育て能力を高め、親子の良好な相互協力関係を増進し、子どもの教育への参加意欲を高めるため、A校は夜間学級以外に、結婚移民女性に親子活動を主軸とする学習活動を取り入れている。調査当時の時点で、A校に在籍する国際児は主に低中学年に集中しているため、学校側は生徒が放課後と休日の時間帯を利用し、K基金会や市立中央図書館と協力して、「親子絵本読書」と「国際家庭共学」などの活動を行う。それらの活動は主に絵本の読書、風俗習慣に関する工芸作業などである。

活動を企画したK基金会と学校の担当者の観察により、親子共同作業の「親子共学⁴²⁾」活動に参加した親子の学習態度が、参加する前より良好で、注音記号⁴³⁾の運用に習熟し、読書の理解力も高まり、集中力も長くなり、主体的に創作する態度・行為も見られると評価した。活動の参加者からも好評を博した。

但し、参加する結婚移民女性の人数が少なく、参加者の重複性が高いのが最も大きな問題点である。その問題点の発生は、行政側や民間団体が提供している豊かな資源が必ずしも有効に結婚移民女性やその家庭に届いていないという理由に加え、結婚移民女性自身の意識や家族の態度にも深く関わっている。

親子活動の価値を認めない人もいれば、家事や家計の一部を担う多忙な結婚移民女性たちの中にも、それらの活動は優先順位が下位と見なす人もいる。また、台湾人配偶者や家族は、結婚移民女性の外出に不安を感じ、結婚移民女性の学校・地域活動の参加に非協力的・拒否するケースも多くある。それに対し、学校側と基金会は積極的に結婚移民女性の家族と良好な関係を築き、結婚移民女性が活動に参加すれば、子どもの教養・教育に役に立つ知識・技能を身につけられることを、結婚移民女性の家族に説明する。子どもは家族の一番の関心事なので、子どもの教育にいい影響を与えるということで、家族も殆ど受け入れ、結婚移民女性の活動参加に少しずつではあるが協力的になってきた。

A校での実践で分かったのは、行政側からの支援策は一定の効果があること、言語コミュニケーションのニーズ、子育ての需要、帰化、就職などの要因が結婚移民女性の学習を動機付けること、さらに、夜間学級を通し、結婚移民女性は地域社会とより接近できるようになったことであり、小学校は結婚移民女性が地域社会との媒介という重要な役割を担っていると考えられる。

しかし、その一方で、いくつかの問題点も浮かび上がった。学習内容をより結婚移民女性のニーズに合わせて調整する必要がある。結婚移民女性の情報獲得ルートが偏り、制限されているため、行政などからの社会的支援をいかに効果的に結婚移民女性に提供するかという課題も残る。また、結婚移民女性の社会参加は、家族の賛成か反対かの態度によって左右されることも明らかになった。夜間学級の受講は結婚移民女性の言語能力や台湾社会の風俗慣習の学習など生活適応の促進に直接繋がるので、配偶者や家族は比較的賛成、むしろ励ましの態度を示している。それは、受講する結婚移民女性の出席率や関わり方に反映されている。その反面、夜間学級以外の活動、つまり地域社会との接触を拡大するものには、大半の家族は敬遠、拒否の態度を取る。その家族の結婚移民女性の社会参加に対する抵抗の背景には、結婚移民女性に対しての不信感という問題が垣間見られる。

第 5 章 結び

台湾社会において、国際結婚の急増がついに結婚移民女性の問題として大きく取り上げられざるを得なくなった。それに応じて、行政側は一連の手厚い対応策を提出し、結婚移民女性と国際結婚家庭を支援してきた。しかし、政策立案から実践の全段階を通して、結婚移民女性に一方的に同化を強要するような可能性は避けなければならない。経済的・社会的な要素が絡む国際結婚は、成立の当初から社会からの偏見や家庭における権力の不均衡など、様々な問題をはらんでいる。それゆえ、結婚移民女性や、国際結婚家庭が直面する問題、及びそれに対する政策の有効性や限界を究明する際、家庭の構造、社会のコンテクストの観点を見逃すことはできない。

今まで、言語の学習など結婚移民女性のエンパワーメントを中心とした支援を実現させてきたが、台湾社会全体、台湾人配偶者や家族が結婚移民女性を理解・尊重しない、信頼関係を築かない限り、結婚移民女性は依然として窮地に陥ったままである。一方、家庭内資源の不足や家庭構造の不安定さから、国際結婚家庭にはまた、子どもの教育という大きな課題が存在する。それらを取り上げ追究するのは今後の課題である。

(指導教員 恒吉僚子教授)

注・引用文献

- 1) Apitzsch, Ursula 1997 The Changing Role of Women in the Migration Process. 27th Annual SCUTEUA Conference Proceedings 1997 Crossing Borders, Breaking Boundaries: Research in the Education of Adults.
Boyle, P., and Halfacree, K. 1999 Migration and Gender in the Developed World. New York: Longman.
Kofman, E. 2004 Gendered global migrations International Feminist Journal of Politics 6(4): 643-665.
Thadani, N. V., & Todaro, P. M. 1984 Female migration: A conceptual framework. In Fawcett, T. J., Khoo, S.-E., & Smith, C. P. (eds.), Women in the cities of Asia: Migration and urban adaptation. (pp. 36-59). Boulder (Colorado): Westview Press.
- 2) Constable, Nicole. 2005 Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia. Pennsylvania: University of Pennsylvania Press.
Thanh-Dam Truong 2000 A Feminist Perspective on the Asian Miracle and Crisis: Enlarging the Conceptual Map of Human Development. Journal of Human Development, 1(1), 159-64.

- 3) 「2008年厚生労働省人口動態統計年報」(2010年6月発表)による。2008年日本における国際結婚の相手の主な出身国籍は、配偶者女性(夫が日本人)では、中国(12,218人)、フィリピン(7,290人)、韓国・北朝鮮(4,558人)、タイ(1,338人)、ブラジル(290人)、アメリカ(215人)、ペルー(116人)、イギリス(59人)、その他の国(2,636人)である。
- 4) 2007年韓国行政安全部の統計による。韓国に居住する国際結婚をした外国人女性は約11万人で、国籍別では、中国53.4%(中国朝鮮族と漢族)、ベトナム19.8%、日本4.9%、フィリピン4.5%、モンゴル1.9%になる。
- 5) 2009年台湾内政部の統計資料「外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數」による。2009年台湾における国際結婚をした外国人女性の主な出身国籍は、ベトナム(83,226人)、インドネシア(26,311人)、フィリピン(6,348人)、タイ(5,555人)、カンボジア(4,321人)、日本(1,683人)、韓国(734人)、その他の国(5,284人)である。
- 6) 鐘重發 2004 台湾男性擇娶外籍配偶之生活經驗研究 嘉義大學家庭教育研究所論文
陳庭芸 2002 澎湖地區國際婚姻調適之研究：以印尼與越南新娘為例之比較 國立臺灣師範大學地理研究所碩士論文
- 7) 江亮演, 陳燕禎, 黃稚純 2004 大陸與外籍配偶生活調適之探討 社區發展季刊 105期 pp.66-89
- 8) 夏曉鵬 1997 女性身體的貿易：台灣／印尼新娘貿易的階級, 族群關係與性別分析 騷動季刊 第4期 pp.10-21
- 9) 張實英 1996 買賣的婚姻—東南亞新娘的交叉剝削圖像 女誌 8 pp.37-39
- 10) 夏曉鵬, 前掲の文献(1997)
- 11) 王宏仁 2001 社會階層化下的婚姻移民與國內勞動市場：以越南新娘為例 台灣社會研究季刊 41期 pp.99-127
- 12) 同上
- 13) 夏曉鵬 2000 資本國際化下的國際婚姻—以台灣的「外籍新娘」現象為例 台灣社會研究季刊 39:45-92。
夏曉鵬 2002 『流離尋岸—資本國際化下的「外籍新娘」現象』台北：台灣社會研究叢刊
- 14) 鄭雅雯 2000 南洋到台灣：東南亞外籍新娘在台灣婚姻與生活探究—以台南市為例 國立東華大學族群關係與文化研究所碩士論文
夏曉鵬, 前掲の文献(1997)
- 15) 夏曉鵬 2003 從全球化下新女性移民人權反思多元文化政策 2003 全球客家文化會議發表
- 16) 台湾(中華民國)の国家行政機関で、外交を担当する。最高国家行政機関である國務院の構成部門の一つ。日本の外務省に相当する。
- 17) 外交部の歴年外国人配偶者居留ビザ統計資料による。
- 18) 蕭昭娟 2000 國際遷移之調適研究：以彰化縣社頭鄉外籍新娘為例 國立台灣師範大學地理學系碩士論文
- 19) 台湾内政部の歴年外国人配偶者統計資料による。
- 20) 台湾(中華民國)の国家行政機関で、地方自治など国内の行政を担当する中央官庁である。
- 21) 2005年台湾内政部の結婚統計資料による。
- 22) 内政部 2003 九十二年外籍與大陸配偶生活狀況調查
- 23) 賴建達 2001 國民小學實施外籍新娘識字教育之研究—以一所山區小學為例 臺中師範學院國民教育研究所碩士論文
吳舒靜 2003 台灣外籍新娘分佈及其相關因素之研究 國立暨南大學教育政策與行政學系碩士論文
王宏仁, 前掲の文献(2001)
- 24) Turelove, M. 2000 Service for immigrant women: An evaluation of location Canadian Geographer 44, p. 135-151.
- 25) Mandarin. いわゆる北京語である。現在、台湾や中国における公用語となっている。
- 26) 内政部15歳以上人口教育程度統計(2009)年による。
- 27) 内政部, 前掲の文献(2003)同上注22
- 28) 鄧守娟 2002 以性別觀點看婚姻關係與婚姻治療中的權力議題 諮商與輔導 第204期 pp. 2-8
- 29) 張鈺珮 2003 文化差異下跨國婚姻的迷魅以花蓮縣吉安鄉越南新娘的生命經驗為例 國立花蓮師範學院多元文化研究所碩士論文
陳佩瑜 2003 台灣想像與落差：十九個埔里越南新娘的故事 國立暨南大學東南亞研究所碩士論文
- 30) 王宏仁, 前掲の文献(2001)
- 31) 陳美惠 2002 彰化縣東南亞外籍新娘教養子女經驗之研究 國立嘉義大學家庭教育研究所未出版碩士論文
- 32) 台湾における就労関係内容を規定する法律。
- 33) 日本の「出入国管理及び難民認定法」に相当。
- 34) 日本の文部科学省に相当。
- 35) 外国人が台湾に長期滞在する際に必要とする身分証明証のこと。いわゆる日本の外国人登録証。
- 36) 台湾(中華民國)の「国家の最高行政機関」である。いわゆる内閣に相当する。
- 37) 2006年9月。
- 38) 教育課程の作成など学校運営に関する業務を管理・担当する学校の教務相当部門。
- 39) 生徒の心理・学習適意に関するカウンセリングなどの業務を担当する学校の部門。
- 40) 台湾における行政区画の末端組織の最下級単位である里の長。
- 41) 2006年A小学校の補導処により実施した夜間学級の受講者に対するアンケート調査。
- 42) 親子が共同で行う読書。幼い子どもに親が絵本を読んであげたり、或いは、学齢に達した子どもと親が同じ本を読み、互いに感想を分かち合ったり討論したりする等の活動。それらの活動を通しての読書習慣の養成も一つの目的である。
- 43) 台湾独自の発音記号。